

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成27年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、中間指針第五次追補に基づく生活基盤変容慰謝料各人50万円及び相当量線量地域滞在慰謝料各人30万円のほか、帰還費用、精神的損害の増額分（交流のあった非同居の長男家族との家族別離につき一時金10万円、申立人1名の障害及びその介護につき平成23年3月から平成27年3月まで各人月3万円）の賠償がそれぞれ認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）及び申立人X3（以下「申立人X3」といい、以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金554万円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月30日

(仲介委員 内藤 貴昭)

別紙

損害項目				和解金額	
項目	中項目	小項目			
①帰還費用	申立人ら		平成27年1月1日～ 平成27年6月30日	100,000	
②精神的損害	1	申立人X1	日常生活障害慰謝料増額分(中間 指針第五次追補第2の4 I)⑧<< 家族別離・一時金>>)	平成23年3月11日～ 平成27年3月31日	100,000
	2	申立人X1	相当量線量地域滞在慰謝料(中間 指針第五次追補第2の3)	平成23年3月11日～ 平成23年12月31日	300,000
	3	申立人X1	生活基盤変容による慰謝料(中間 指針第五次追補第2の2 I)②iii)		500,000
	4	申立人X2	相当量線量地域滞在慰謝料(中間 指針第五次追補第2の3)	平成23年3月11日～ 平成23年12月31日	300,000
	5	申立人X2	生活基盤変容による慰謝料(中間 指針第五次追補第2の2 I)②iii)		500,000
	6	申立人X2	日常生活障害慰謝料増額分(中間 指針第五次追補第2の4 I)③<< 申立人X3の介護>>)	平成23年3月11日～ 平成27年3月31日	1,470,000
	7	申立人X3	相当量線量地域滞在慰謝料(中間 指針第五次追補第2の3)	平成23年3月11日～ 平成23年12月31日	300,000
	8	申立人X3	生活基盤変容による慰謝料(中間 指針第五次追補第2の2 I)②iii)		500,000
	9	申立人X3	日常生活障害慰謝料増額分(中間 指針第五次追補第2の4 I)②<< 障害>>)	平成23年3月11日～ 平成27年3月31日	1,470,000
和解金合計				5,540,000	